

# 平成28年度予算編成方針

能美市財務規則（平成17年2月1日規則第32号）第7条の規定により、予算編成方針を次のとおり定める。

平成27年10月6日

総務部長

政府は、平成27年6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」において平成28年度予算編成に向けた基本的な考え方として、「歳出全般にわたり、聖域なく徹底した見直しを進める。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。改革初年度に当たる平成28年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等を大きく前進させる」としている。

能美市においては、平成27年度から普通交付税「合併算定替」の特例期間が終了し、27年度は約8千9百万円が縮減された。27年度ベースで試算すると28年度は約2億7千万円、32年度には約8億9千万円が縮減されることになる。市の財源が縮減される中においても、社会保障費や老朽化した公共施設の改修などの経費の増加が見込まれ、さらに市民のニーズにも対応していかなければならない。限られた財源を効率よく有効に活用するためには、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底的に排除し、大胆な歳出改革に取り組んでいかなければならない。将来世代にツケを残さないためにも安定した行財政基盤の構築をより一層図っていく必要がある。

よって、平成28年度予算は、中長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成することとする。

## 1 基本方針

- ・自立可能な「能美創生」の実現
- ・能美市の住みよさを実感できるまちづくり
- ・スクラップアンドビルドを念頭においた業務マネジメントの推進

## 2 予算編成方針

基本方針を前提に、次の事項に留意して進めて頂きたい

- ・『第1次能美市総合計画』の達成状況を見極めて予算編成をすること
- ・市民満足度調査、行政評価の結果を踏まえて予算編成をすること
- ・事務事業の内容や執行方法等効果検証を行い、必要な見直しを図ること

## 3 その他

- ・補正予算は、制度改正、災害関連経費などやむを得ないもの、又は、当初予算編成の中で協議したもの以外は行わない
- ・国・県の各種制度改正や新規財政需要の増加等がないか、常にその動向を注視すること